

副本直送

令和6年（行ケ）第19号 人口比例選挙請求事件

原告 鶴本 圭子 外116名

被告 東京都選挙管理委員会 外10名

令和6年12月24日

## 準備書面

【弁論の要旨】

東京高等裁判所第24民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

## 目次

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反である（第1の主張）；②「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、平成23年大法院判決（衆）、平成25年大法院判決（衆）、平成27年大法院判決（衆）、平成30年大法院判決（衆）及び令和5年大法院判決（衆）の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である（第2の主張）】（本書1～27頁）	1
第1 2020年～2050年の間、日本では、一貫して人口が減少する：（本書1頁）	1
第2【「本件選挙区割り」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反】（本書1～15頁）	1
第3【「本件選挙」は、①平成23年大法院判決（衆）、②平成25年大法院判決（衆）、③平成27年大法院判決（衆）、④平成30年大法院判決（衆）、⑤令和5年大法院判決（衆）の【①違憲状態か否か、②「合理的期間」が徒過したか否かについての判断基準】に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である】（第2の主張）（本書15～25頁）	15
第4【国会は、「本件選挙」日に至る迄、較差是正のための取組みを具体的に <u>行っていない</u> 】（本書25～27頁）	25
第2章 人口比例選挙訴訟の目的と日本の現状（本書28～40頁）	28
第1 治者から被治者（国民）への権力の移動は、日本史上初めて：（本書28～29頁）	28
第2 人口比例選挙請求訴訟の目的は、【最高裁・違憲判決を得て、国会議員主権国家を国民主権国家にすること】：（本書29～36頁）	29
Ⅰ 非人口比例選挙（国会議員主権国家）（本書29～30頁）	29
Ⅱ 2021年衆院選と2022年参院選（本書30～31頁）	30
Ⅲ 日本だけが非人口比例選挙（本書31～36頁）	31
第3 2009年～今日迄の、1票較差の値の変遷：（本書36～37頁）	36
第4【（1）芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・1対4～5を前提とするものである。（2）芦部教授は、1980年に京極東京大学教授との対談の中で、『当該前提でない場合は、1対1である』旨発言した。】（本書38～39頁）	38
（1）【故芦部信喜東大教授は、1票較差が概ね1対2に圧縮された現時点では、1票較差・1対2説ではなく、1対1説に立たれる、と解される】	38

第5 書評（橋本基弘中央大学教授 中央副学長）：（本書 39～40 頁）.....	39
第3章 【①憲法56条2項；②1条並びに前文第1項第1文後段；③前文第1項 第1文前段及び④43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】（第 3の主張）（統治論）（本書 41～45 頁）.....	41
1 統治論（1）（『主権者の過半数決』論）（本書 41～43 頁）.....	41
2 統治論（2）（『議員の1票等価値／国民の1票等価値』論）（本書 43 ～45 頁）.....	43
第4章 【「国会の活動の正統性」論】（本書 46～47 頁）.....	46
第5章 違憲無効論（本書 48～52 頁）.....	48
1 【昭和 60 年大法院判決（衆）／事情判決】：（本書 48～49 頁）.....	48
2 【比較衡量（具体的な検討）】：（本書 50～52 頁）.....	50
第6章 1964 年米連邦最高裁判決（レイノルズ判決）：（本書 53～54 頁）.....	53

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているのを、憲法違反である(第2の主張)】

**第1章** 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反である(第1の主張); ②「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、平成23年大法廷判決(衆)、平成25年大法廷判決(衆)、平成27年大法廷判決(衆)、平成30年大法廷判決(衆)及び令和5年大法廷判決(衆)の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているのを、憲法違反である(第2の主張)】 (本書1~27頁)

**第1** 2020年~2050年の間、日本では、一貫して人口が減少する：(本書1頁)

日本においては、2020~2040年の間、東京以外の46道府県で、全て人口が一貫して減少し、2040年以降は、東京を含めて全47都道府県で、全て人口が一貫して減少する(甲12、甲13、甲14)。

「本件選挙区割り」は、本件選挙日から2030年国勢調査時迄の間、東京以外の46道府県で、人口が一貫して減少するため、各選挙区の間で最大人口較差が一貫して2倍以上であり続けると統計上合理的に推察される。

**第2** 【「本件選挙区割り」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反】 (本書1~15頁)

↓

1 平成28年改正法前の、衆議院議員選挙区画定審議会設置法法律第三号(平六・二・四)は、下記のとおり定める(甲15)。但し、衆議院議員選挙区画定審議会設置法を、以下、平成28年改正法の前後を通じて「区画審設置法」という。

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

衆議院議員選挙区画定審議会設置法法律第三号(平六・二・四)(甲15)

「(所掌事務)

第二条 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改正案を作成して、内閣総理大臣に勧告するものとする。

(改定案の作成の基準)

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを**を基本**とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

(勧告の期限等)

第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査(統計法(昭和二十二年法律第十八号)第四条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。)の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、**各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情がある**と認めるときは、第二条の規定による勧告を行うことができる。」(強調 引用者)

**2 区画審設置法法律第四十九号(平二八・五・二七)**(以下、**平成28年改正法**ともいう)は、下記のとおり定める(甲16)。

平成28年改正法(甲16)

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

「(法律第四十九号(平二八・五・二七))

(衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正)

第一条 衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「は、各選挙区の人口」の下に「(最近の国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。))の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)」及び「を基本」を削り、同条に次の二項を加える。

2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、各都道府県の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都道府県の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。))の合計数が公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。))とする。

3 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、変更しないものとする。

第四条第一項中「(平成十九年法律第五十三号)」を削り、同条第二項中「人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは」を「国勢調査(統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。))の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が**二以上となったときは**、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

(略)

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

## 附 則

(略)

**第二条** 衆議院議員選挙区画定審議会は、第一条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。）第四条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく新選挙区画定審議会法第二条の規定による**改定案**（以下この条において「平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案」という。）の**作成及び勧告**を行うものとする。

**2** 前項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成に当たっては、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区（以下この項及び次項において「小選挙区」という。）の数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 二百八十九人を衆議院小選挙区選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新選挙区画定審議会法第四条第一項の国勢調査とみなして新選挙区画定審議会法第三条第二項の規定の例により得られる小選挙区の数（以下この号において「新方式小選挙区定数」という。）が、第二条の規定による改正前の公職選挙法（次項第二号及び次条において「旧公職選挙法」という。）別表第一における都道府県の区域内の小選挙区の数（次号において「改正前小選挙区定数」という。）より少ない都道府県のうち、当該都道府県の平成二十七年国勢調査人口（平成二十七年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。次項及び次条において同じ。）を新方式小選挙区定数で除して得た数が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第一順位から第六順位までに該当する都道府県 新方式小選挙区定数

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

## 二 前号に掲げる都道府県以外の都道府県 改正前小選挙区定数

3 第一項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成は、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって行わなければならない。

### 一 各小選挙区の人口に関し、次に掲げる基準に適合すること。

イ 各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口が、平成二十七年国勢調査人口の最も少ない都道府県の区域内における平成二十七年国勢調査人口の最も少ない小選挙区の平成二十七年国勢調査人口以上であって、かつ、当該平成二十七年国勢調査人口の二倍未満であること。

ロ **各小選挙区の平成三十二年見込人口** (平成二十七年国勢調査人口に、平成二十七年国勢調査人口を平成二十二年国勢調査人口(平成二十二年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。)で除して得た数を乗じて得た数をいう。以下この項において同じ。)が、平成三十二年見込人口の最も少ない都道府県の区域内における平成三十二年見込人口の最も少ない小選挙区の平成三十二年見込人口以上であって、かつ、**当該平成三十二年見込人口の二倍未満**であることを**基本**とすること。』 (強調 引用者)

上記記述の中の**見込人口**の記述(但し、**黒**ライン; **赤**ライン; **青**ライン; **緑**ライン)は、数式で書くと下記のとおりである。

「**各小選挙区の平成三十二年見込人口**」

= 「平成二十七年国勢調査人口」×「平成二十七年国勢調査人口」÷「平成二十二年国勢調査人口(平成二十二年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。)」

3 (1) ア 平成 28 年改正法後の**現在施行**の「区画審設置法」2~4 条 (甲 17)

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

は、

「(所掌事務)

**第二条** 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改正案を作成して、内閣総理大臣に勧告するものとする。

(改定案の作成の基準)

**第三条** 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口(最近の国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。))の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。)の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が**二以上とならないようにすること**とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

**2** 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都道府県の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。))の合計数が公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。)とする。

**3** 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。

(勧告の期限等)

**第四条** 第二条の規定による勧告は、国勢調査(統計法第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。)の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、**各選挙区の国勢調査**(統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から**五年目**に当たる年に行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が**二以上となったときは**、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に、**第二条**の規定による**勧告**を行うものとする。」(強調 引用者)

と定める(甲17)。

イ(ア) 当該平成28年「改正」により、衆議院議員選挙区画定審議会(以下、「区画審」ともいう)において、「区画審設置法」3条1項、4条2項に従って、令和4(2022)年6月16日に「作成」され、かつ勧告される「改正案」の「作成」に当たって、当該「改定案」の「作成」・勧告の日(令和4(2022).6.16)以降 **令和7(2025)年簡易国勢調査迄の期間を通じて**、令和7(2025)年の「見込人口」を統計上合理的に試算して、【各選挙区間の最大人口較差が**「2倍以上とならない」**よう、「改正案」の「作成」を行うこと】(平成28年改正法 法律49号附則第2条3項一号ロ(本書5頁)〈甲16〉参照)が、【**「区画審」が遵守すべき規範**】である。

けだし、同法4条2項は、

「2 前項の規定にかかわらず、**審議会**は、各選挙区の国勢調査(統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から**五年目**に当たる年に行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が**二以上となったときは**、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に、**第二条**の規定による**勧告**を行うものとする。」(強調 引用者)

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

と定めており (甲 17) 、

【各選挙区間の最大人口較差が「2倍以上」とならないよう、令和2(2020)年国勢調査以降令和7(2025)年簡易国勢調査迄の5年間を通じて、令和7(2025)年の「見込人口」を統計上合理的に試算して「改定案」を「作成」すること】(平成28年改正法 法律49号附則第2条3項一号ロ(本書5頁)〈甲16〉参照)が、【「区画審」が遵守すべき規範】でないとする、令和7(2025)年簡易国勢調査時に、各選挙区間の最大人口較差が「2倍以上になったときは、」【「区画審」が、「区画審設置法」4条2項に基づき、同法「第2条の規定による勧告を行うものとする」との義務を負うこと】を説明できないからである。

(イ) 換言すれば、「区画審」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項に基づき、①令和2(2020)年国勢調査の結果による人口での各選挙区間の最大較差が2倍未満となるよう、かつ②令和2(2020)年国勢調査以降令和7(2025)年の国勢調査迄の5年間、令和7(2025)年「見込人口」(平成28年改正法 法律49号附則第2条3項一号ロ(本書5頁)〈甲16〉参照)での各選挙区間の最大人口較差が「2倍未満となる」ように、「改定案」を「作成」しかつ勧告する義務を負うと解される(平成28年改正法附則2条2項及び3項は、「改定案」の「作成」において、各選挙区間の最大人口較差につき「当該三二年見込人口の2倍未満であることを基本とすること」(強調引用者)とした)。

(ウ) 平成29年選挙当時の当該選挙区割りについて、令和5年大法廷判決(衆)(甲28)は、

『平成30年大法廷判決(衆)は、「次回の大规模国勢調査が行われる平成

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

32年(令和2年)までの5年間を通じて選挙区間の人口の較差が2倍未満となるよう本件選挙区割りが定められ、これにより同選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が縮小したこと(1対1.979 引用者注)をもって、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったものと評価し、このように、新区割制度及び本件選挙区割りから成る合理的な選挙制度の整備が既に実現されていた」(強調 引用者)(民集77巻1号21頁)旨判示したものである』旨

判示する。

即ち、平成29年衆院選挙の選挙区割りについて言えば、「次回の大規模国勢調査が行われる平成32年(令和2年)までの5年間を通じて選挙区間の人口の較差が2倍未満となるよう本件選挙区割りが定められ」(強調 引用者)た。

平成27(2015)年国勢調査後平成29(2017)4月19日に、「区画審」は、下記見込人口を含む「参考資料」を用いて、「区割規定」の「改定案」(但し、平成27(2015)年日本国民の人口での各選挙区間の最大人口較差は、1.956倍。)を「作成」・勧告した(甲81の1)。

平成29(2017)年10月22日選挙では、選挙当日、各選挙区間の選挙人数の最大較差は、1対1.979倍であった(民集72巻6号1268頁 甲27)。

令和4(2022)年6月16日に、「区画審」は、2017年4月19日に「作成」・勧告した改定案より劣後する「改定案」(但し、本件選挙日〈令和6年10月27日〉の最大有権者数較差・1対2.06倍)を「作成」・勧告した。

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているため、憲法違反である(第2の主張)】

ウ 「区画審設置法」3条1項、4条2項は、『①令和2(2020)年国勢調査の結果による人口の各選挙区間の最大人口較差が**2倍以上**にならないように、かつ②令和7(2025)年迄の**5年間を通じて**、令和7(2025)年「見込人口」の各選挙区間の最大人口較差が**2倍以上**にならないように(平成28年改正法(法律49号)附則第2条3項一号ロ(本書5頁)〈甲16〉参照)、選挙区割りの改定案を作成しなければならない』旨定めているが、当該選挙区割りの基準(即ち、規範)は、**国会が定めたものである。**

「区画審」は、**国会が定めた**当該基準(規範)を遵守して、選挙区割りの「改正案」を「作成」しかつ勧告しなければならない。

(2)① 「区画審」は、**令和4(2022)年1月**住基人口において、最大人口小選挙区〈福岡5区 551,838人〉、最小人口小選挙区〈鳥取1区 271,371人〉の最大人口較差が、**2倍以上たる、2.034倍**(総務省「第42回衆議院議員選挙区画定審議会」の「会議資料」甲19)であることを**認識したうえで**、又は**当該認識を怠って、令和4(2022)年6月16日に**、「改正案」を下記のとおり**違法に**「作成」し、かつこれを内閣総理大臣に勧告した(甲9)。

令和2(2020)年国勢調査以降令和7(2025)年簡易国勢調査迄の**5年間を通じて**、46道府県の全てで一貫して人口減少する中で、令和6(2024)年10月27日での各選挙区間の最大有権者数較差が**2.06倍**であるので(甲23)、「区画審」による当該「改定案」の「作成」は、「各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が**二以上にならないようにすること**」

(強調 引用者)の規範(但し、「区画審設置法」3条1項、4条2項による規範)に

**違反**する。

② 「区画審設置法」3条1項、4条2項に違反して「作成」され、かつ勧告された当該「改定案」は、**違法の瑕疵**を帯びる。

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

公職選挙法別表第一(13条関係)(甲10)は、同法3条1項、4条2項違反の瑕疵を帯びる当該「改定案」と同文である。

よって、同法別表第一(13条関係)も「区画審設置法」3条1項、4条2項違反の瑕疵を帯びる。

③ 「本件選挙区割り」は、**違法の瑕疵**を帯びる同法別表第一(13条関係)に基づくもので、**違法の瑕疵**を帯び、かつ「本件選挙」も、**違法の瑕疵**を帯びる「本件選挙区割り」に基づくので、**違法の瑕疵**を帯びる。

(3) 平成28年4月26日「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 第8号」で、**元衆議院選挙制度に関する調査会座長佐々木毅**東京大学名誉教授・元東京大学総長は、参考人として、

「次に、四ページの「一票の較差是正」でございます。

まず、小選挙区選挙につきましては、「選挙区間の一票の較差を**二倍未満**とする。」ということ**を大原則**としてまず掲げ、そして、「小選挙区選挙の定数を、各都道府県に人口に比例して配分する。」ということでございます。」(強調 引用者)

と発言している(甲21 4/27頁)。

当該発言に照らして、当該「改正案」では、**【較差2倍未満の規範が大原則**であること**】**は明らかである。

(4) **川人貞史**衆議院議員区画定審議会会長(当時)・東京大学名誉教授は、その著書『日本の選挙制度と1票の較差』(東京大学出版会 2024)はしがき(同書i頁)で、

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

「はしがき **なぜ日本の区割り基準は人口較差最大2倍なのか?**

(略)

改定案を期限内にまとめ、会長として責任を果たしたものの、研究者としてはモヤモヤが残った. というのは、審議会としては最善の改定案をとりまとめることができたが、研究者の立場からするとそうとは言い切れないからである. その一例は、区割り改定案における選挙区人口の最大較差が1.999倍だったことである. これは2020年の国勢調査人口であるから、2年近く経過した勧告当時にはすでに2倍を超えていると推測されるが、メディアも含めてその問題点を指摘する声はほとんどなかった. 選挙区人口の較差が大きければ、1人の議員を選出する投票の価値が大きく異なるため、1票の較差、投票価値の不平等が存在することを意味する.」(強調)

引用者)

と記述する(甲57)。

川人教授の上記記述は、**看過できない**。これは、本件裁判の**核心**に係るものである。

同書215頁は、結論として

「したがって、現在の定数配分と選挙区割りの方法も、日本の明治期以来の方法とほとんど同じということである。そして、区割りの結果も、選挙区人口は最大較差2倍程度までの範囲で広く分布することになった。こうしたあり方は第2章で見たアメリカ、イギリス、カナダなどと比較すると、きわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱しているといわざるを得ない. そろそろ、日本の選挙区割りの方法も世界標準へ変える必要があり、その時期に来ているのではないだ

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

**ろうか。」** (強調 引用者)

と述べている。

## II (本書13～15頁)

### 1

「区割規定」の「改正案」の「作成」の日(令和4(2022)年6月16日)において、【「本件区割規定」の各選挙区の最大人口較差が**2倍以上**(例えば、「本件選挙」日直前の令和6年10月14日現在(甲22)及び「本件選挙」日現在(甲23)で、選挙区間の最大有権者数較差・**2.06倍**)であったこと】は、**ルール(規範)違反**という点では、

- ① ゴルフで言えば、打ったボールがOB(Out of Bounds)となったこと;
- ② 野球で言えば、打ったボールがホームベースと1塁ベース又は3塁ベース間のラインを越えたこと;

に相当する。

①ゴルフ、②野球のルールに違反した当該選手につき、ペナルティーが伴うということ】である。(ルールに違反した場合は、ペナルティーが伴うという) **当該ルールは、合理的かつ公正・公平であり、上記①～②の各スポーツにおいて、厳格に適用される**。この理は、選挙についても、同様に当てはまる。

### 2 「本件選挙区割り」については、2つのラインがある。

即ち、①憲法の定める1対1の第1のライン(=1対1(一人一票等価値)の第1のライン)と②法律(即ち、「区画審設置法」3条1項、4条2項)の定める1対2倍未満の第2のライン(=最小人口の選挙区の人口と最大人口の選挙区

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

の最大人口較差・1対2倍未満の第2のライン)である。

第2のライン又は第1のラインを越えた場合、「本件選挙」は、それぞれ、法律違反又は憲法違反となり、違法無効又は違憲無効である(第1の主張、第2の主張(下記第3章(本書15~25頁))又は第3の主張(下記第3章(本書41~45頁)))。

3 更に、「本件選挙」は、「本件選挙」日で、各選挙区間の最大有権者数較差が**2.06倍**であり(甲23)、

- ① 憲法56条2項(「**両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数**でこれを決し、」(強調引用者));
- ② 憲法第1条(「**主権の存する日本国民**」(強調引用者)並びに憲法前文第1項第1文後段の(「**主権が国民に存する**ことを宣言し」(強調引用者));
- ③ 憲法前文第1項第1文前段(「**日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、**」(強調引用者))及び
- ④ 憲法43条1項(「**両議院は、全国民を代表する選挙された議員**でこれを組織する」(強調引用者))

が要求する【できる限りの一人一票等価値(=できる限りの人口比例選挙)の要求】に違反する。

よって、「本件選挙」は、①憲法56条2項;②憲法1条並びに憲法前文第1項第1文後段;③憲法前文第1項第1文前段及び④憲法43条1項に**違反する(第3の主張(下記第3章(本書41~45頁)参照))**。

**「区画審設置法」3条1項、4条2項違反の**

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

「**本件区割規定**」に基づく「本件選挙」で当選した国会議員は、憲法前文第1項第1文前段の「**正当に**選挙された国会における代表者」に該当しない(第4章【「国会の活動の正統性」論】(本書46~47頁)参照)。

### 第3 【「本件選挙」は、①平成23年大法院判決(衆)、②平成25年大法院判決(衆)、③平成27年大法院判決(衆)、④平成30年大法院判決(衆)、⑤令和5年大法院判決(衆)の【①違憲状態か否か、②「合理的期間」が徒過したか否かについての判断基準】に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、**憲法違反**である】(第2の主張)(本書15~25頁)

序 もし仮に、『「本件選挙区割り」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反である』旨の**第1の主張**が立たない場合は、原告らは下記**1~7**(本書15~25頁)のとおり、『「本件選挙」は、①平成23年大法院判決(衆)(甲3)、②平成25年大法院判決(衆)(甲4)、③平成27年大法院判決(衆)(甲5)、④平成30年大法院判決(衆)(甲27)及び⑤令和5年大法院判決(衆)(甲28)の【①違憲状態か否か、②「合理的期間」が徒過したか否かについての判断基準】に照らし、**違憲状態**であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、**憲法違反**である』旨主張する**(第2の主張)**。

- 1 令和5年大法院判決(衆)(甲28)は、  
平成30年大法院判決(衆)(甲27)は、

【次回令和(2020)年国勢調査までの**5年間を通じて**各選挙区間の人口の最大較差が**2倍未満**となるよう当該選挙区割りが定められ、これにより当該選挙日当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が**1対1.979**に縮小

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

したこと】を踏まえ、「平成30年大法廷判決は、平成29年改正法までの立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況(1対1.979 引用者注)を考慮すると、平成29年選挙において、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数に変更がなくこれとアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在していることをもって本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するということはできず、平成29年選挙当時には新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたといえる」(強調 引用者) (民集77巻1号21頁)と評価して、『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判示した。』旨判示する。

- 2 「本件選挙区割り」は、令和2(2020)年国勢調査の結果による人口での選挙区間の最大人口較差が**1.999倍**であるので、令和2(2020)年国勢調査以降令和7(2025)年簡易国勢調査迄の**5年間を通じて**(但し、日本はその間、**一貫して人口減少**すると予測される)、当初の期間を除いて、各選挙区間の最大人口較差は、**一貫して「2倍以上」**となると統計上合理的に予想される。
- 3 よって、「本件選挙区割り」又は「本件選挙」は、各選挙区間の最大有権者数較差が**2倍以上**(即ち、**2.06倍**)であるので、上記1(本書15~16頁)の平成30年大法廷判決(衆)の判断基準に照らし、**①「区画審設置法」3条1項、4条2項の趣旨**に沿った選挙制度といえず(平成30年大法廷判決(本書17~18頁)参照)、**違憲状態**であって、かつ、**②下記7**(本書22~25頁)記載のとおり、「**合理的期間**」も**徒過した**と解されるので、**違憲**である。

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

4 令和5年大法廷判決(衆)(甲28)は、令和3(2021)年選挙(衆)につき、

「新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割りの下で拡大した較差も、新区割制度の枠組みの中で是正されることが予定されているということができる」 (強調 引用者)

として(民集77巻1号21頁)、違憲状態でない、と判示した。

しかしながら、「本件選挙」は、「本件選挙」日で、各選挙区間の最大有権者数較差が2.06倍(即ち、2倍以上)であり、新区割制度の枠組みの中で是正」されていない。

したがって、令和5年大法廷判決(衆)の当該判示に照らして、「本件選挙」は、違憲状態である。

更に、下記7(本書22~25頁)に示すとおり、「合理的期間」も徒過済であるので、「本件選挙」は、違憲である。

5 (本書17~19頁)

(1) 平成30年大法廷判決(衆)(甲27)は、

【次回令和2(2020)年国勢調査までの5年間を通じて各選挙区間の人口の最大較差が**2倍未満**となるよう当該選挙区割りが定められ、これにより当該選挙日当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が**1対1.979**に縮小したこと】を踏まえ、

【「平成29年改正法までの立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況(1対1.979 引用者注)を考慮すると、平成29年選挙において、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数に変更がなくこれとアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

定数を異にする都道府県が存在していることをもって本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するということはできず、平成29年選挙当時には新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとすることができる」(強調 引用者) (令和5年大法廷判決参照)】

として、『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判示した。

(2) 上記1(本書15~16頁)で述べたとおり、**令和5年大法廷判決(衆)**は、『**「平成30年大法廷判決は、平成29年改正法までの立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況(1対1.979 引用者注)を考慮」**(強調 引用者)して、

『平成29年選挙当時には新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとすることができる』(強調 引用者)として、【当該選挙は、違憲状態ではない】旨判示した。』旨判示した。

上記**令和5年大法廷判決(衆)**の判示に照らして、令和5(2023)年大法廷判決(衆)も、上記(1)(本書17~18頁)の平成30年大法廷判決(衆)の上記判示を肯定している、と解される。

(3) **川人貞史**衆議院議員選挙区画定審議会議長(当時)は、『日本の選挙制度と1票の較差』(東京大学出版会2024年)207頁で、

「区割り審は、2022年2月21日に「区割り改定案の作成方針」をとりまとめたが、その内容は、**過去2回のもの**とはいくつかの点で異なっている。  
(略)その内容は、1. 区割り基準として、(1)選挙区人口の最大較差を2

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

倍未満とし、(2)人口最少の鳥取の2選挙区の人口を均等化し、(略)としている。これらの基準のうち、(1)、(2)は2020年国勢調査の日本国民の人口についてのみ適用する基準であり、2015年国勢調査の日本国民人口と2020年見込人口の双方について適用した2017年より緩くなっている。」

(強調 引用者)

と記述する(甲57)。

即ち、同記述のとおり、同川人貞史衆議院議員選挙区画定審議会長(当時)自身が、「本件選挙区割り」における「各選挙区間の最大人口較差を2倍未満」との基準は、

「2020年国勢調査の日本国民の人口についてのみ適用する基準であり、2015年国勢調査の日本国民人口と2020年見込人口の双方について適用した2017年より緩くなっている。」(強調 引用者)

と自認している。

6 一 令和5年大法廷判決(衆)は、【アダムズ方式完全実施により、各選挙区間の最大人口較差は2倍未満になる】と、「区画審」/国会・性善説に立って善解して『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判決した可能性がある(本書19~22頁)

(1) 平成30年大法廷判決(衆)(甲27)は、

「本件区割規定に係る改正を含む平成28年改正法及び平成29年改正法による改正は、平成32年に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定に当たり、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つ

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

である**アダムズ方式**により行うことによって、選挙区間の投票価値の較差を**相当程度縮小させ、その状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた** (強調 引用者)

ことを評価して、『平成29年選挙(最大較差・1.979倍)は違憲状態ではない』旨判示した。

- (2) **ア 令和5年大法院判決(衆)** (甲28) は、下記(本書20~22頁)の通り、『令和3(2021)年衆院選では、各選挙区間の最大選挙人数較差が2倍以上であったが、(最高裁が当該較差問題を解消すると考えた)**立法措置**(アダムズ方式採用)が講じられていたので、アダムズ方式が当該令和3(2021)年選挙時に全選挙区で100%採用・実施されていなくても、当該選挙は、**違憲状態ではない**』旨判決した。

#### 記

令和5年大法院判決(衆)(甲28) (本書20~22頁)

「平成30年大法院判決は、上記の基本的な判断枠組みに立った上で、平成29年選挙当時の本件選挙区割りについて、前記2(7)のとおり、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう**新区割制度**が設けられた上、平成28年改正法の附則の規定により、0増6減の措置を前提に次回の大規模国勢調査が行われる平成32年(令和2年)までの5年間を通じて選挙区間の人口の較差が**2倍未満**となるよう本件選挙区割りが定められ、これにより同選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が縮小したことをもって、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったものと評価し、このように、新区割制度及び本件選挙区割りから成る合理的な選挙制度の整備が既に実現されていたことから、いまだアダ

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

ムズ方式による各都道府県への定数配分が行われておらず、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数に変更がなくこれとアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在しているとしても、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は解消されたものと評価することができると判示したものである。

本件選挙は、平成29年選挙と同じく本件選挙区割りの下で行われたものであるところ、その後、更なる較差是正の措置は講じられず、本件選挙当時には、前記2(8)のとおり、選挙区間の較差は平成29年選挙当時よりも拡大し、選挙人数の最大較差が**1対2.079**になるなどしていた。しかしながら、新区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10年ごとに各都道府県への定数配分を**アダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしている**のであり、**新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割りの下で拡大した較差も、新区割制度の枠組みの中では是正されることが予定されているということができる。**このような制度に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示するとおりであり、上記のような本件選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の**投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということとはできない。**

そして、本件選挙当時における選挙区間の投票価値の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものであるというべき事情はうかがわれないし、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大を

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

もって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできない。」(強調 引用者)

イ 最高裁は、『アダムズ方式を100%採用・実施すれば、新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度のもと、各選挙区間の最大人口較差は2倍未満になる』と国会／「区画審」・性善説に立って、善解して、『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判決した可能性がある。

ウ しかしながら、(アダムズ方式が全選挙区で100%採用・実施された)「本件選挙」で、各選挙区間の最大人口較差は2倍以上(2.06倍)であった。

【本件選挙の有権者数人口較差が2.06倍であること】に照らすと(国会／「区画審」・性善説に立ったと推察される)最高裁の善解は、蓋を開けてみれば、実は、「的外れ」な「誤解」であった、と解される。

換言すれば、当該論点(令和6年衆院選の最大有権者数較差・2.06倍の論点)で言えば、最高裁の善解で示された国会／「区画審」に対する期待は、国会／審議会によって見事に裏切られた。

エ 「本件選挙」は、違憲状態であり、かつ『合理的期間』を徒過済である解されるので、違憲である(下記7 合理的期間(本書22~25頁)参照)。

## 7 合理的期間(本書22~25頁)

(1) 【「区画審」が、令和4(2022)年1月の住基人口に基づく最大人口較差が2倍以上であること、(例えば、令和4(2022)年1月で、最大人口較差・2.034倍(本書10頁)(甲19))を認識していたか又は認識することを怠っていたかのいずれであるかに拘わらず、令和2(2020)年の国勢調査の結果による人口を用

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

いて、**1.999倍**というぎりぎりの最大人口較差を持つ「改定案」を「作成」しか  
つ勧告したこと】は、**違法であり、かつ違憲**である。

令和6年(2024)～令和22(2040)年の間、46道府県の全てにおいて、人口が**一貫して縮小**すると統計上合理的に予測される中で(上記**第1**(本書1頁)参照)、「区画審」は、【勧告する「改正案」が、**向文**のまま公職選挙法13条別表第一となること】を合理的に予測していたか又は予測すべきだったと解される。

「改正案」について言えば、住基人口での、各選挙区間の最大人口較差が、令和4(2022)年1月に、**既に2.034倍**に達していた(甲19)。

当該事実に照らし、(令和4(2022)年6月16日に、「改正案」を「作成」かつ勧告した)「区画審」も、(勧告された「改正案」を**向文**のまま公職選挙法別表第一(13条関係)として、立法した)国会も、ともに、「本件選挙」日**迄**に、少なくとも、選挙区間の最大人口較差を**2倍未満**にするための**取組みを具体的に**行った、とは解されない。

国会が、「本件選挙」日**迄**に、「区画審設置法」3条1項、4条2項の【各選挙区間の最大人口較差・2倍未満の規範】を遵守するための**取組みを具体的に**行っていないので、「合理的期間」は、**徒過済**であると解される(本**第3 7～第4**(本書22～27頁)参照)。

よって、「本件選挙」は、違憲である。

(2) (本書23～25頁)

**千葉勝美元最高裁判事**は、下記のとおり記述する(「司法部の投げた球の重み—最大判平成29年9月27日のメッセージは?—」法律時報89巻13号(2017年12月)6頁(甲29))。

「4 司法部の投げた球は軽かったのか?

(1) しかしながら、判決文を丁寧に検討すると、別なメッセージを読み解くことができよう。

選挙時の最大較差は前回の4.77倍から3.08倍と大幅に縮小している。しかし、いまだ3倍を超えた較差があり、これで是正として十分であると言い切るには躊躇せざるを得ない。確かに、長い間5倍前後で推移してきた較差を、対象地域の不満等を乗り越えて合区という処理をして大幅に縮小させたもので、その努力は多とすべきであるが、他方、これで違憲状態が解消されたと評価することは、改革の歩みを止めることになり、また、近年、投票価値の平等について国民の間の意識が高まってきている状況の下では適当とは言いがたいところであろう。

(2) そこで、本判決は、平成27年改正時点では較差が3倍を下回り2.97倍まで縮小させた改正措置は評価できるとし、それに加えて、このまま放置すれば再び3倍を超える大きな較差が生じかねない状況にあつて(既に3.08倍になっている。)、国会が、次の選挙までに更なる較差是正を行うという決意を示しており、これは、思い切って合区を採用して較差を縮小させた国会の姿勢がこれからも続けられ成果を得るはずだとみたのであろう。

すなわち、本判決(H29大法廷(参)引用者注)は、3.08倍まで較差が縮小され、それだけでは十分とはいえないとしても(十分であれば、即合憲判断がされたはずである。)、それに加え、更なる較差是正が確実に行われようとしていることを併せて評価して、今回は違憲状態とはいえないという判断をしたことになる。なお、これは、立法裁量の逸脱濫用の有無についての判断であり、その際に考慮すべき事情(要素)が従前とは異なる点はあるが、判断の枠組み自体を変えたものではなく、判例変更ではない。

(3) そうすると、**仮に、次回選挙までに較差是正の実現という将来的な立法対応がされるという本判決の前提が崩れ、較差拡大が放置されたまま選挙を迎える事態になった場合には、国会は較差是正のために自ら定めた期間で**

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

の必要な努力を怠ったということになって、最高裁としては、もはや、従前のように「合理的期間を徒過した」か否かを改めて検討する余地はなく、直ちに「違憲」と判断することが可能になったものともいえよう。

(4) 以上によれば、今回の大法廷判決が国会に発したメッセージは、いまだ較差の是正が十分とはいえないので、更なる較差是正の努力を確実に続けて結果を出すように、というものであり、その意味で、司法部が立法府に投げた球は、ずしりと重いものとして受け止めるべきではなからうか。」(強調 引用者)

上記第1(本書1頁)に示すとおり、日本は、**人口が一貫して減少する**ため、本件選挙区割り施行日以降令和32(2050)年までの間(甲12、7~8頁参照)、「本件選挙区割り」は、**一貫して1票最大較差が2倍以上**であり続け、最大較差が**2倍未満**に縮小することはあり得ない。

本件では、上記の「**仮に、次回選挙までに較差是正の実現という将来的な立法対応がされるという本判決の前提が崩れ、較差拡大が放置されたまま選挙を迎える事態になった場合**」(強調 引用者)に該当するので、原告らは、上記千葉勝美説を援用して、「**最高裁としては、もはや従前のように「合理的期間を徒過した」か否かを改めて検討する余地はなく、直ちに「違憲」と判断すること**」(強調 引用者)(本書24頁)が妥当である、と主張する。

## 第4 【国会は、「本件選挙」日に至る迄、較差是正のための取組みを具体的にに行っていない】(本書25~27頁)

(1) 公職選挙法の一部を改正する法律 法律第89号(令4.11.28)の**附帯決議**(第210回国会閣法第15号)(甲24)は、

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているのを、憲法違反である(第2の主張)】

「一 この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間較差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。

二 当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、十分な議論を行い、次回の令和七年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。

三 今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。」(強調 引用者)

と定める(甲24)。

(2) 本件では、国会は、上記(1)(本書25~26頁)記載のと通りの附帯決議付で、アダムズ方式採用の選挙区割りに関する令和4(2022)年改正法を立法した。

しかしながら、

①【同法に同附帯決議が付されこと(甲24)】;

②【衆議院選挙制度協議会により、令和5(2023).12.18に、「現行制度の在り方に係る論理の整理、今後本格的な議論を深めていく際に必要な視点の提示などを内容とする報告書」が作成されたこと(甲25)(但し、甲25は、衆議院選挙制度協議会作成の報告書概要(但し、全1頁)である。】;

③【令和6(2024)6.21に、第213回通常国会 衆議院議院運営委員

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

会で、「選挙等改革の推進に関する法律等」が「閉会審査」とされたこと(甲26)】に止まり、

令和4(2022)年改正施行日(令和4(2022).12.28)以降「本件選挙」日迄の間、国会は、「区画審設置法」3条1項、4条2項の要求する、各選挙区間の最大人口較差2倍未満の要求を満たすべく、較差是正の取組みを具体的に行っていない(例えば、住民基本台帳人口 令和6(2024)1.1 現在で、各選挙区間の最大人口較差2.08倍 甲8)。

- (3) 上記(1)~(2) (本書25~27頁)に示すとおり、「本件選挙」日迄に、国会が各選挙区間の最大人口較差是正のための取組みを具体的に行っていない(即ち、「区画審設置法」3条1項、4条2項の各選挙区間の最大人口較差**2倍未満**の要求を満たすための、**最大人口較差是正**(即ち、較差縮小)の取組みを具体的に行っていない)ことから、本件では、「合理的期間」は既に徒過済である、と解される。

したがって、「本件選挙」及び「本件選挙区割り」は、**違憲**である。

(以下、余白)

## 第2章 人口比例選挙訴訟の目的と日本の現状 (本書 28~40 頁)

### 第1 治者から被治者(国民)への権力の移動は、日本史上初めて： (本書 28~29 頁)

- I 人口比例選挙請求訴訟は、国民(被治者)が**卑弥呼**(西暦 239 年)以来  
**日本史上初めて、主権**を自分のものにするためにする行動である。
- II 下記②~⑦に例示するとおり、日本の重要な歴史は、全て、**治者と治者の間の権力移動**である。
- ① 239 年 卑弥呼 帯方郡(魏)に遣使
  - ② 1192 年 源頼朝 征夷大將軍となる(治者と治者との間の権力の移動)
  - ③ 1336 年 足利尊氏 入洛(治者と治者との間の権力の移動)
  - ④ 1585 年 豊臣秀吉 関白となる(治者と治者との間の権力の移動)
  - ⑤ 1603 年 徳川家康 征夷大將軍となる(治者と治者との間の権力の移動)
  - ⑥ 1868 年 明治維新 (治者と治者との間の権力の移動)
  - ⑦ 1945~1946 年 日本政府のポツダム宣言受諾、憲法制定、**非**人口比例選挙実施により、国会議員主権国家成立(治者(天皇)と治者(国会議員)との間の主権の移動)
- III 人口比例選挙請求訴訟は、【最高裁判決によって、**非**人口比例選挙を人口比例選挙に変えること】により、**被治者**(国民)が、**憲法に基づき、治者(国会議員)**から**自らへ主権を移動させる行動**】である。
- IV
- 1 人口比例選挙では、全有権者の**50.1%(過半数)**が、全国国会議員の**50.1%(過半数)**を選出する。

2 **11ブロック**選挙<sup>1)</sup>では、全有権者の**49.85%**が、全参議院議員の過半数を選出する（ただし、1票較差は、3.03倍〈2022年参院選〉から**1.13倍**に激減する）（和田淳一郎横浜市立大学教授〈2020.12.7〉「一票の平等はどこまでもとめられなくてはいけないか」  
<https://note.com/juniwada/n/naa6c7a7015b5>・末尾の「参考資料」の「表4」参照）（**甲80**）。

**11ブロック**選挙は、実質**人口比例選挙**である。

## 第2 人口比例選挙請求訴訟の目的は、【最高裁・違憲判決を得て、 国会議員主権国家を国民主権国家にすること】：（本書29～36頁）

### I 非人口比例選挙（国会議員主権国家）（本書29～30頁）

- ① 明治憲法は天皇**主権**である。
- ② 日本国のポツダム宣言受諾という**変革**により、現憲法が成立した（宮沢俊義東大教授「八月革命と国民主権主義」『世界文化』第1巻第4号68頁 1946年5月参照）。
- ③ ポツダム宣言受諾・現憲法制定により、**主権**は、憲法上、天皇から国民に移動した。
- ④ ところが、国会が**非**人口比例選挙の選挙制度を立法したため、**主権**は、天皇から、国民に移動しないで、実質、国会議員に移動し、爾後今日に至るまで、**非**人口比例選挙が維持されている。

そのため、日本は、憲法制定時から今日まで、国民主権国家であったことが

---

<sup>1)</sup> 参議院選挙制度改革協議会において、**公明、維新、社民**は、11ブロックを、**共産**は、10～11ブロックを提案している。**公明党案**は、最大較差の**1.131倍**。  
（参照）：平成30年5月7日付参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書  
(<https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/pdf/141426houkoku.pdf>)  
平成26年12月26日付選挙制度協議会報告書  
(<https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/pdf/180507houkoku.pdf>)

なく、**国会議員主権国家**のままである。

- ⑤ **人口比例選挙請求訴訟の目的は**、【国民が、最高裁違憲判決を得て、（憲法に違反して、国会議員が行使している）**主権**を、国会議員から回復すること】である。
- ⑥ 換言すれば、人口比例選挙請求訴訟の目的は、ポツダム宣言受諾・現憲法制定の**1次変革**（天皇から国会議員への**主権の移動**）に次ぐ、**2次変革**（国会議員から国民への**主権の移動**）の実現である。
- ⑦ 升永英俊著『統治論に基づく人口比例選挙請求訴訟Ⅳ』（日本評論社 2023.9.30）のⅠ（同書1～8頁）は、**統治論**を記述している（下記**第3章 統治論**（本書41～45頁）**参照**）。

### **統治論の理屈は、簡単である。**

原告ら代理人らは、2009年から一貫して、人口比例選挙請求訴訟で統治論を主張している。

## **II 2021年衆院選と2022年参院選**（本書30～31頁）

- ① 2021年衆院選（但し、小選挙区で、較差2.08倍）では、比例代表で、主権を有する全有効投票者数の**47%**から得票したに過ぎない自民・公明（与党）が、比例と小選挙区の合計で、全衆議院議員の**63%**の議席を獲得の上、国会で、**過半数決**で、岸田氏を首相（行政権の執行者〈長〉）に指名した。

非人口比例選挙では、行政権の執行者（内閣総理大臣）が、**主権者の過半数**（50.1%）の投票とは**無関係**に、**常に**、（国会議員の資格としては、**主権を有しない**）**国会議員の過半数決**で指名されるので、日本は、国民主権国家ではなく、**国会議員主権国家**である。

これは、国民主権を定める**憲法1条および同前文第1項第1文後段**に**違反する**。

- ② 他方、人口比例選挙では、主権者の過半数（50.1%）が、国会議員の過半数（50.1%）を選出し、国会議員の過半数（50.1%）を通じて、間接的に、行政権の執行者（内閣総理大臣）を決定する。

即ち、人口比例選挙の国家は、国民主権国家である。

非人口比例選挙が人口比例選挙に変われば、日本は、国会議員主権国家から国民主権国家に変わる。

- ③ 参院選に限って言えば、11ブロック（前掲脚注1）（本書29頁）になれば、今の国会議員主権国家は、実質、国民主権国家に変わる。

その理由は、11ブロックであれば、全有権者の49.85%が、全参院議員の50.1%（過半数）を選出するからである（甲80）。

### III 日本だけが非人口比例選挙（本書31～36頁）

- ① 日本、韓国、米連邦、英連合王国、仏国、独連邦の6か国（ただし、いずれも、OECD加盟国）の中で、日本のみが、（1票較差・2.08倍（ただし、衆院選）および同3.03倍（ただし、参院選）の**非**人口比例選挙で選出された議員を含む）両院が、**過半数決**で、行政権の執行者（内閣総理大臣）を決定している。

日本以外の上記5か国は、人口比例選挙または概ね人口比例選挙での**過半数決**で、行政権の執行者（大統領又は首相）を決定している。

即ち、**韓国、仏国**は、それぞれ、**完全人口比例選挙（＝1人1票等価値）**の大統領選挙で、大統領を決定している。

**独連邦**は、**議院内閣制**であり、2023年の改正法で、**完全人口比例選挙（＝1人1票等価値）**で選出された連邦議会議員が、過半数決で、行政権の執行者（首相）を決定する。

**議院内閣制**の独連邦は、**完全人口比例選挙**である。

**米連邦** (United States of America) は 50 個の States (国。但し州と和訳される。) から成る連邦国家である。各 States 内では、各 States 議会選挙及び連邦議会下院議員選挙は、**完全人口比例選挙 (= 1 人 1 票等価値)** である。米連邦大統領選は、厳格な人口比例選挙ではないが、2000~2020 年の 20 年間で、【上位2者間で、相対的得票数の少ない大統領候補者が当選したこと】は、下記 A および F に示すのとおり、**6回**の中、**2回のみ** (2000 年ブッシュ大統領と 2016 年トランプ大統領) である。

当該2回の米連邦大統領選の上位2者間の相対的得票比率をみると、2000 年ブッシュ大統領のそれは、**49.7%** (ただし、ゴアは、50.3%) であり、2016 年トランプ大統領のそれは、**48.9%** (ただし、ヒラリー・クリントンは、51.1%) である。

即ち、当該2つの大統領選挙は、厳格な人口比例選挙ではないが、**概ね人口比例選挙**である。

A 2000 年米大統領選

	ブッシュ	ゴア	
得票数	50,456,002	<b>50,999,897</b>	
得票率	47.9%	<b>48.4%</b>	(=96.3%)
2 者間の相対的得票比率	<b>49.7%</b>	<b>50.3%</b>	

B 2004 年米大統領選

	ブッシュ	ケリー	
得票数	<b>62,040,610</b>	59,028,444	
得票率	<b>50.7%</b>	48.27%	(=99.0%)
2 者間の相対的得票比率	<b>51.2%</b>	48.8%	

C 2008 年米大統領選

	オバマ	マケイン	
得票数	<b>69,498,215</b>	59,948,240	
得票率	<b>52.9%</b>	45.7%	(=98.6%)
2 者間の相対的得票比率	<b>53.7%</b>	46.3%	

D 2012 年米大統領選

	<b>オバマ</b>	ロムニー	
<b>得票数</b>	<b>65,915,795</b>	60,933,504	
<b>得票率</b>	<b>51.1%</b>	47.2%	(=98.3%)
2 者間の相対的得票比率	<b>53.6%</b>	48%	

E 2016 年米大統領選

	トランプ	<b>ヒラリー・クリントン</b>	
<b>得票数</b>	62,979,636	<b>65,844,610</b>	
<b>得票率</b>	46.0%	<b>48.1%</b>	(=94.1%)
2 者間の相対的得票比率	<b>48.9%</b>	<b>51.1%</b>	

F 2020 年米大統領選

	<b>バイデン</b>	トランプ	
<b>得票数</b>	<b>81,283,501</b>	74,223,975	
<b>得票率</b>	<b>51.3%</b>	46.8%	(=98.1%)
2 者間の相対的得票比率	<b>52.3%</b>	47.7%	

**英連合王国**は、**議院内閣制**である。2023 年当時、定数 650 の各小選挙区の有権者数は、議員 1 人当たりの全国平均有権者数の**± 5%以内**である（但し、全有権者の 0.46%に相当する 5 小選挙区を除いて）。英国は概ね人口比例選挙で選出された議員が、**過半数決**で行政権の執行者（首相）を決定する。

- ② 1992～2020 年の 29 年間の国民一人当たり「平均賃金」（Average Wage）（但し、購買力平価）の値の推移は、下記【表 1】のとおりである（OECD の公表データ 日本政府は、同公表データに異議を申し立てていない）。

【表 1】

	1992 年平均賃金 (A)	2020 年平均賃金 (B)	1992 年から 2020 年の 推移 (B÷A) x 100%
日本	37,483 米ドル	<b>38,515 米ドル</b>	<b>102.7%</b>
韓国	23,796 米ドル	<b>41,960 米ドル</b>	176.3%

独国	42,562 米ドル	53,745 米ドル	126.2%
仏国	35,577 米ドル	45,581 米ドル	128.1%
英国	33,306 米ドル	47,147 米ドル	141.5%
米国	48,389 米ドル	69,392 米ドル	143.4%

国民一人当たり平均賃金 (average wage) を見ると、  
**1992～2020 年の 29 年間**で、日本、韓国、米国、英国、仏国、独国の 6 か国  
 (ただし、いずれも、OECD 加盟国) のなかで、**日本だけが、僅か 2%増加の  
 フラット状態**で、他の 5 か国は、すべて**右肩上がり**で、他の 5 か国中最低の独  
 国すら、**26%増加**である。

日本の国民一人当たり平均賃金 (average wage) は、絶対額でも、6 か国のう  
 ちの最低で、**38,515 米ドル** (ただし、韓国は **41,960 米ドル**) である。

- ③ 『**地方の国民の利益**のために、1 票較差の現状は、許容さるべきである』旨の  
 議論がある<sup>2)</sup>。

しかしながら、向こう 29 年間、この 1 票較差許容の選挙制度が継続したと仮  
 定すると、**地方の国民も、都市の国民も**、共に、国民一人当たり平均賃金  
 はフラット状態に止まり、先進諸国との対比では、**共に、没落**してゆく深刻な  
 リスクがあろう。

そのような事態に至るリスクのある、**非人口比例選挙**は、**地方の国民にと  
 っても、都市の国民にとっても、共に、利益にならない**であろう。

- ④ 下記の 6 か国間で比較する、人口比例選挙と**投票率**の関係：

<sup>2)</sup> 但し、「本件選挙」では、議員 1 人当たり有権者が最も多かった選挙区は、北海道 3 区  
 (461,457 人)、最も少なかった選挙区は鳥取 1 区 (224,060 人) で、その差は、  
 237,397 人 (較差・2.06 倍) であった (甲 23)。2022 年参院選でも、議員 1 人当たり有  
 権者最も多かった選挙区は宮城県選挙区 (962,743 人) で、最も少なかった選挙区は福  
 井選挙区 (317,564 人) で、その差は 645,179 人 (較差・3.03 倍) であった。

- A 2021年ドイツ連邦議会議員選挙  
(但し、2023年改正により、**完全人口比例選挙**)  
**投票率：76%** (甲 69)
- B 2022年仏国大統領選挙 (**完全人口比例選挙**) (上位2者の決選投票)  
1位得票率 58% (18,779,641票) (当選)  
2位得票率 42% (13,297,760票)  
**投票率：74%** (甲 70)
- C 2019年英連合王国議会議員選挙 (**概ね人口比例選挙**)  
**投票率：60%** (甲 71 の 2)  
(英国は、事前の選挙権登録を要件とする**有権者登録制度**を採用する。そのため、上記各投票率は、有権者登録制度を採用していない、独連邦、仏国、韓国の各投票率と比較すると低い。)
- D 2024年米連邦大統領選挙 (**概ね人口比例選挙**)  
**投票率：65%** (甲 72 の 2)  
(米連邦は、選挙権登録を要件とする**有権者登録制度**を採用する。貧困層、黒人層、アメリカ原住民、中南米系米国人の各一部は、有権者登録をしていないので、投票できない。上記投票率(65%)は、有権者登録制度を採用していない、独連邦、仏国、韓国の各投票率と比較すると低い。)
- E 2022年韓国大統領選挙 (**完全人口比例選挙**) (ただし、上位2者間の比率)  
1位得票率 50.4% (16,394,815票) (当選)  
2位得票率 49.6% (16,147,738票)  
**投票率：77%** (甲 73)
- F 2024年日本・衆院選 (較差 2.06 倍の**非**人口比例選挙)  
1位 自公 (与党) **得票率 40%**  
**投票率：54%** (甲 75)

- ⑤ 「本件選挙」(2024年衆院選(最大有権者数較差 2.06 倍の**非**人口比例選挙)では、投票率が、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙の上記④(本書34~35頁)の他の5か国と比べて、**54%**と圧倒的に低率である。

日本は国政選挙の投票率が、上記④の他の5か国と比べて、**圧倒的に低い**のは、日本人の民度が低いことがその理由ではなく、【日本の国政選挙が、**非**人口比例選挙であること】(すなわち、**非**人口比例選挙のため、主権者からの**過半数得票**によっても、政権交代が生じないこと)が、その理由と考えられる。

- ⑥ 向こう30年間の日本の将来を考えるに、1992~2020年の29年間停滞し続けている日本の現状を考慮すると、日本が、同29年間の停滞から逃れて、上記②(本書33~34頁)の他の5か国並みの、国民1人当たり平均賃金の右肩上がりの軌跡を回復するために、実行可能な**方策の1つ**は、【今の**非**人口比例選挙を人口比例選挙または概ね人口比例選挙(例えば、11ブロック選挙)に変えて、**政権交代が、国民の過半数の投票で出来るようにすること**】であろう。

### 第3 2009年~今日迄の、1票較差の値の変遷：(本書36~37頁)

(1)

- ① 2009年~今日までの15年間で、各判決により、1票較差の値は、下記の通り変化した。
- ② 原告ら代理人ら全国弁護士グループは、2009年~今日迄の15年間に、全国で提訴し、**134個の高裁判決**と**10個の最高裁大法廷判決**を得た。
- ③ 以下は、**134個の高裁判決**と**10個の最高裁大法廷判決**の成果である。

【衆院選】

- \* 2011年大法院判決により、人口比例選挙を阻害する「一人別枠制」廃止。
- \* 2022年法改正（アダムズ方式）施行。

<p>2009年選挙 (1票較差〈小選挙区〉1対2.3)。 全人口の<b>46%</b>が、全衆院議員(比例及び小選挙区選出議員の合計)の50.1%(過半数)を選出。</p>	⇒	<p>2021年選挙 (1票較差〈小選挙区〉1対2.079)。 2022年法改正(アダムズ方式)により、全人口の<b>48%</b>が全衆院議員の50.1%(過半数)を選出。</p>
---	---	---

【参院選】

<p>2010年選挙 (1票較差〈選挙区〉1対5.0)。 全人口の<b>40%</b>が全参院議員(比例及び選挙区選出議員の合計)の50.1%(過半数)を選出。</p>	⇒	<p>2022年選挙 (1票較差〈選挙区〉1対3.03)。 全人口の<b>45%</b>(同上)が全参院議員の50.1%(過半数)を選出。</p>
--	---	---

(2) **11ブロック** (参院選) の場合 :

- ① 全有権者の **49.85%** が、全参院議員の過半数を選出する (但し、人口比例選挙の場合、全有権者の50.1%の (**過半数**) が、全参院議員の過半数を選出する) (甲80)。
- ② A 現在、(a) 公明 ; (b) 維新 ; (c) 社民は、11ブロック支持である。  
(d) 共産も、10~11ブロック支持である。  
(e) れいわも、最終的には11ブロック支持と推察される。
- B 2022年参院選 (但し、投票率 **52%**) の各政党の**得票率** :
  - a 自民の得票率 (比例=全国1区) **34.4%**
  - b 上記5政党の得票率 (比例=全国1区) **40.1%**  
(= (a) 公明 〈11.7%〉 + (b) 維新 〈14.8%〉 + (d) 共産 〈6.8%〉  
+ (e) れいわ 〈4.4%〉 + (c) 社民 〈2.4%〉 )
  - (参考) 立憲民主の得票率 (比例) **12.8%**

## 第4 【(1) 芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・1対4～5を前提とするものである。(2) 芦部教授は、1980年に京極東京大学教授との対談の中で、『当該前提でない場合は、1対1である』旨発言した。】

(本書 38～39 頁)

- (1) 【故芦部信喜東大教授は、1票較差が概ね1対2に圧縮された現時点では、1票較差・1対2説ではなく、1対1説に立たれる、と解される】

1980.6.1の法律時報52巻6号12～14頁(甲61)の、芦部信喜・京極純一東大教授間の「対談」の中で、芦部先生は、

「**裁判所が介入する**ことを認める以上、違憲判断の基準として計数的な基準があったほうがいいのではないか。そうすると、1対1.4というようなあまり厳格なかたちで考えると、**裁判所が動かなくなる**恐れがあるので、**現在の1対4とか1対5とか、現状があまりにも不均衡状態にあつてひどいものですから、現状を前提**にして考えると、少なくとも**1対2**の範囲内で直せというようにやったほうが、さきほど問題にした定数増をあまり伴わないかたちでの再配分を、**裁判所が介入して**実現していくうえで**一番プラクティカルな運用**ができるのではないかと考えるのです。」(同13～14頁) (強調 引用者)

と発言している。

ここで、【芦部教授の1対2説は、1票較差・4倍、5倍の1980年の**当時の「現状を前提」** (強調 引用者) とした説であること】が、重要である。

- (2) 更に、芦部教授は、同対談で、

「京極 芦部説の場合、**最大限度が二倍**ということでしょう。**できれば1対1が一番いい**ということですね。

芦部 **もちろんできればそれが一番望ましいわけですよ。**」 (同 12 頁) (強調 引用者)

と発言している (甲 61)。

## 第5 書評 (橋本基弘中央大学教授 中央大学副学長) : (本書 39~40 頁)

書評・升永英俊著『統治論に基づく人口比例選挙訴訟Ⅳ』(評者:橋本基弘中央大学教授)(Web 日本評論) [\\_\(https://www.web-nippyo.jp/34076/\)](https://www.web-nippyo.jp/34076/) は、下記のとおり記述する (甲 62)。

「議員定数不均衡訴訟において、升永弁護士は、裁判の実務と憲法の学説の間を橋渡しする役割を担ってきた。その貢献は、平等選挙実現にとどまらない。民主主義とは何か、国家の正当性とは何かを考える上で、欠かすことのできない重要性を伴っている。むしろ、升永弁護士が、**歴史を作ってきたというべきか。** (略)

その過程で、升永説は、人口比例選挙を、選挙権論の域から統治機構の問題へと移行させた。ここに升永説の特徴を見いだすことができる。これは、「較差がどこまで開くと平等選挙の原則に違反するか」という、ある種不毛な議論から、「**国民の過半数が国会の過半数を選ぶのが民主主義の原則だ**」との議論へと**発想を転換**するものであった。

この発想は、憲法学者には、思いもつかなかった。憲法学者は、選挙権

論として、投票価値の平等とはどういうものなのかを考え続けてきた。その結果、最高裁が示す、さして理由のない、1対2とか、1対3のような較差の適否をあれこれ議論してきたにとどまっていたのである。これは、ある意味で、**ゴールのないマラソン**を走っているような議論であった。

升永説は、定数不均衡訴訟における理論的な隘路から抜け出るため、民主国家における選挙の意味、**民主的正当性**とは何かに関する議論から検討を開始する。マラソンのゴールを明確に定めるのである。選挙のたびに提起される議員定数不均衡訴訟とそのたびに出される最高裁大法廷判決に振り回されるのではなく、より大きな枠組みから、**民主国家における選挙は人口比例選挙でなければならない、というゴールライン**を引いた。これは**慧眼**である」(強調 引用者)

(以下 余白)

第3章 【①憲法56条2項；②1条並びに前文第1項第1文後段；③前文第1項第1文前段及び④43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】(第3の主張)  
1 統治論(1)(『主権者の過半数決』論)  
2 統治論(2)(『議員の1票・等価値／国民の1票・等価値』論)

## 第3章 【①憲法56条2項；②1条並びに前文第1項第1文後段；③前文第1項第1文前段及び④43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】(第3の主張)(統治論)

(本書41～45頁)

### I 統治論(1)(『主権者の過半数決』論)及び統治論(2)(『議員の1票・等価値／国民の1票・等価値』論)；(本書41～45頁)

#### 1 統治論(1)(『主権者の過半数決』論)(本書41～43頁)

(1) 主権とは、「**国家の政治のあり方を最終的に決定する力**」である<sup>3)</sup>。

主権(即ち、「国家の政治のあり方を最終的に決定する力」)は、内閣総理大臣を指名することを含むので、【内閣総理大臣を指名すること】は、主権の行使に該当する(下記平17年最大判(在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟)参照)。

(2)ア 平成17年9月14日最高裁大法廷判決(在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟)は、

「憲法は、前文及び1条において、**主権**が国民に存することを宣言し、国民は**正当に選挙された**国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43条1項において、国会の両議院は**全国民を代表する選挙された議員**でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって**国の政治に参加することができる権利**を保障している。」(強調 引用者)

<sup>3)</sup> 編集代表金子宏ら『法律学小辞典〔第3版〕』537頁(有斐閣1999年)

第3章【①憲法56条2項;②1条並びに前文第1項第1文後段;③前文第1項第1文前段及び④43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】(第3の主張)

1 統治論(1)(『主権者の過半数決』論)

2 統治論(2)(『議員の1票・等価値／国民の1票・等価値』論)

と説示する(民集59巻7号2087頁)。

イ 上記ア記載のとおり、同説示は、国民の国政選挙の**選挙権**(すなわち、「国民(が)、**主権者**として、両議院の議員の**選挙**において**投票**をすることによって**国の政治に参加することができる権利**」(強調 引用者)(平成17年最大判。民集59巻7号2087頁))の行使は、国民の「**主権の行使**」と捉えている。

(3) 一方で、人口比例選挙では、**出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)**が、衆参両院のそれぞれの**出席議員の過半数の、全出席議員数に対する百分率(50%超)**と一致する。

**他方で、非人口比例選挙**では、出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)が、衆参両院のそれぞれの**出席議員の過半数の、全出席議員数に対する百分率(50%超)**と一致しない。

(4) 現在、日本は、両院選挙とも、**非人口比例選挙**であるので、各院で、出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)とは**無関係に、常に、非人口比例選挙**で選出された出席議員が、各院で、その**過半数決**で、内閣総理大臣(行政権の執行者)を指名している。

すなわち、**非人口比例選挙**の現在の日本においては、出席議員数の過半数の、主権を有する全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)とは**無関係に、常に、(国会議員の資格で主権を有しない)国会議員**が、各院で、出席議員の**過半数決で主権を行使している**、と解される(①憲法1条および前文第1項第1文後段;②前文第1項第1文の各違反)。

第3章 【①憲法56条2項;②1条並びに前文第1項第1文後段;③前文第1項第1文前段及び④43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】(第3の主張)

1 統治論(1)(『主権者の過半数決』論)

2 統治論(2)(『議員の1票・等価値／国民の1票・等価値』論)

以上の理由により、**非**人口比例選挙の現在の日本は、国民主権国家ではなく、**国会議員主権国家**である。

## 2 統治論(2) (『議員の1票等価値／国民の1票等価値』論) (本書 43~45 頁)

- (1) 憲法 56 条 2 項の「両議院の議事」については、各院の各議員が、全員、**1 票 (等価値)**を投票する権利を有し、「出席議員の**過半数**でこれを決」する(憲法 56 条 2 項)。
- (2) 憲法 56 条 2 項の出席議員の過半数決の議決において、各議員は、全員、「**主権**」(憲法 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段)を有する「**全国民を代表する**」(憲法 43 条 1 項)「**国会における代表者**」(憲法前文第 1 項第 1 文前段)である(憲法 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段;前文第 1 項第 1 文前段; 43 条 1 項 参照)。
- (3)ア 「両議院の議事」の出席議員の**過半数決**の議決において、**各議員が投票する 1 票が、全て等価値**であるので、(「全国民を代表する」「国会における代表者」でしかない)各議員(但し、国会議員の資格で**主権を有しない**)は、全員、各  
国政選挙の選挙区割り制(例えば、比例制、小選挙区制、選挙区制、ブロック制等)毎に、  
【**同じ人数**(但し、 $\text{全有権者数} \div \text{定数}$ )(具体的な例として、2021 年衆院選(小選挙区)では、 $364,430 \text{ 人} \llbracket = \text{全有権者数} (105,320,523 \text{ 人}) \div \text{定数} (289 \text{ 人}) \rrbracket$ 】の**主権を有する有権者**から選出されることが求められる。

けだし、【「両議院の議事」の**過半数決**の議決において、**各議員の投票する 1 票が、全て等価値**であること、すなわち、各議員が、全員、全て一人一票等価値であること】は、各議員が、そもそも、議員の資格で主権を有していないの

第3章 【①憲法56条2項;②1条並びに前文第1項第1文後段;③前文第1項第1文前段及び④43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】(第3の主張)

1 統治論(1)(『主権者の過半数決』論)

2 統治論(2)(『議員の1票・等価値／国民の1票・等価値』論)

で、議員の資格自体を理由として、出席議員の過半数によって両議院の議事が決定されることを正統化し得ない以上、【各議員が、全員、各国政選挙の選挙区割り制毎に、**同じ人数** (ただし、全有権者数÷定数) の**主権を有する有権者**から選出されること】によって、初めて、出席議員の**過半数決**によって両議院の議事が決定されることを**正統化**し得るからである(憲法1条および前文第1項第1文後段;56条2項)。

重ねて言えば、【憲法56条2項の「両議院の議事」の出席議員の**過半数決**の議決において、(国会議員の資格で**主権を有しない**)各出席議員の投票する**1票が、全て等価値**であること】は、【各議員が、全員、各選挙区割り制毎に、**同じ人数** (ただし、全有権者数÷定数) の**主権を有する有権者**から選出されること】以外に**正統化**し得ないからである。

イ 【各議員が、全員、各選挙区割り制毎に、**同じ人数** (ただし、全有権者数÷定数) の主権を有する有権者から選出されること】は、人口比例選挙 (すなわち、1人1票等価値の選挙) によってのみ実現可能である。

ウ 上記ア～イの解釈は、【主権を有する国民が、主権を行使して、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」すること】(憲法1条および前文第1項第1文後段;前文第1項第1文前段;56条2項;43条1項) に適合する。

エ よって、憲法1条および前文第1項第1文後段;56条2項;前文第1項第1文前段;43条1項は、人口比例選挙を要求している、と解される。

(4) ただし、上記(3)ア (本書43~44頁) 記載の「同じ人数」は、実際の選挙では、合理

第3章 【①憲法56条2項;②1条並びに前文第1項第1文後段;③前文第1項第1文前段及び④43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】(第3の主張)

1 統治論(1)(『主権者の過半数決』論)

2 統治論(2)(『議員の1票・等価値／国民の1票・等価値』論)

性の基準に照らし、実務上できる限りの「同じ人数」で足りる、と解される。<sup>4)</sup>

(以下 余白)

---

<sup>4)</sup> 参考例として、例えば、米国連邦フロリダ State の2022年の米国連邦議会下院議員選挙区割をみると、**全28個**の小選挙区(すなわち、各小選挙区から議員1人を選出する)のうちの、**25個**の小選挙区の人口は、全て**769,221人**であり、**2個**の小選挙区の人口は、**769,220人**、そして**残余の1小選挙区**の人口は、**769,222人**である。すなわち、その全28個の小選挙区の間**最大人口較差は、僅か2人**(2人=769,222人-769,220人)である(参考資料:フロリダ州ウェブサイト <https://www.floridaredistricting.gov/pages/submitted-plans>)。

また、英連合王国では、全650選挙区のうち、島しょ部の5選挙区(当該5選挙区的全有権者数は、220,132人であり、全有権者数の0.46%)を除く全645選挙区の人口は、**69,724人~77,062人の範囲内(全国平均である73,393人の上下5%以内)**である。

## 第4章 【「国会の活動の正統性」論】 (本書 46～47 頁)

- 1 平成 26 (2014) 年最高裁大法廷判決 (参) に於いて、『選挙は違憲状態である』旨の多数意見を構成した **5 判事** (① 金築誠志判事; ② 櫻井龍子判事; ③ 岡部喜代子判事; ④ 山浦善樹判事; ⑤ 山崎敏充判事) は、同判決文の中で、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての **国会の活動の正統性を支える基本的な条件** に関わる **極めて重要な問題** であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、**国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題** というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ、国会自身が平成 24 年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣明したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成 24 年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った **選挙制度の仕組み自体の見直し** を内容とする立法的措置が **できるだけ速やかに実現されることが強く望まれる** ところである。」 (判決文 20 頁下 9 行～21 頁 1 行) (強調 引用者)

と補足意見を記述される (甲 5)。

- 2 更に、同判決では、反対意見の 4 判事も同旨の意見であると解される (大橋正春〈違憲違法の反対意見〉、鬼丸かおる〈違憲違法の反対意見〉、木内道祥〈違憲違法の反対意見〉、山本庸幸〈違憲無効の反対意見〉)。
- 3 これらに加えて、**令和 4 年 10 月 18 日東京高判 (参)** (違憲状態判決) (8 民) (渡辺勇次、小口和宏、澤田文久) (甲 60) も、

「しかしながら、参議院は、憲法上、衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を反映する責務を負うものであるところ、投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正当性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって、国の内外で解決困難な課題が増大し、参議院の役割がこれまでも増して大きくなっている中、民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき課題であるといえる。」(強調 引用者)

と判示する。

- 4 上記の全 15 最高裁判事の中の合計 9 最高裁判事の意見及び令和 4 年 10 月 18 日東京高判(参)(甲 60)の判示に照らせば、(1 票較差是正未達成の衆院選(小選挙区)および参院選(選挙区)で選出された)国会議員は、「国会の活動の正統性」を有しないだけでなく、内閣総理大臣についても、当該国会議員らを含む両院の過半数決で選出されているので(憲法 67 条 1 項)、現内閣総理大臣は、行政権を執行する正統性を有しない。

【現内閣総理大臣が、行政権を執行する正統性を有しないという問題】は、憲法上の重大問題ある。

- 5 【(「国会の活動の正統性」を有しない国会議員を含む)両院が、憲法改正の国会発議を行うこと】は、およそ、憲法が予定するものではなく、もし将来それが起こるとすれば、最も深刻かつ根源的な憲法違反である。

## 第5章 違憲無効論 (本書48～52頁)

### 1 【昭和60年大法院判決(衆)／事情判決】：(本書48～49頁)

昭和60年大法院判決(衆) (甲2) は、

「たとえ当該訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合においても、これに基づく選挙を常に無効とすべきものではない。すなわち、違憲の議員定数配分規定によつて選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法三一条一項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである(昭和五一年大法院判決参照)。」(強調 引用者)

と判示する。

そして、**4判事**(**寺田治郎最高裁長官**、**木下忠良判事**〈第二小法廷所属〉、**伊藤正己判事**〈第三小法廷所属〉、**矢口洪一判事**〈第一小法廷所属〉)。ただし、**寺田治郎最高裁長官**は、最高裁を代表して、**木下忠良判事**も、事実上第二小法廷を代表して、**伊藤正己判事**も、事実上第三小法廷を代表して、**矢口洪一判事**も、事実上第一小法廷を代表して、**国会に向けて最高裁判所裁判官・15人全員**の意見として、『**是正がされることなく、選挙が実施される場合は、無効判決もありうる**』旨の**警告**をしていると解される。)は、**補足意見**として、同1125～1126頁で、

「二 **昭和五八年大法廷判決（違憲状態判決）**は、昭和五五年六月施行の衆議院議員選挙当時投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反するものであることを肯定しながら、いまだその是正のための合理的期間が経過したものとはいえないとして、議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできないと判断したが、右投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたことを重視し、**議員定数配分規定はできる限り速やかに改正されることが望まれる旨を付言**した。それにもかかわらず、**その後現在まで右改正は実現していない**。そして、右規定の是正のための合理的期間が既に経過していることは、多数意見、反対意見を通じて異論のないところであり、また、本判決の是認する原判決の違法宣言の実質が**違憲宣言**であることを併せ考えると、右**是正の急務**であることは、昭和五八年大法廷判決当時の比ではない。一日も早く右の是正措置が講ぜられるべきものであることを強調せざるを得ない。

三 ところで、右是正措置が講ぜられることなく、現行議員定数配分規定のままに施行された場合における選挙の効力については、**多数意見で指摘する諸般の事情を総合考察して判断されることになるから、その効力を否定せざるを得ないこともあり得る**。その場合、判決確定により当該選挙を直ちに無効とすることが相当でないとみられるときは、**選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に始めて発生する**という内容の判決をすることも、できないわけのものではない。」（強調 引

用者）

と記述する（甲2）。

## 2 【比較衡量（具体的な検討）】：（本書50～52頁）

【「本件選挙」では、全289小選挙区で原告が提訴しているので、全289小選挙区選挙が無効となる】

- 1 衆院選は、小選挙区選出選挙と比例代表選出選挙の併用であり、参院選も、選挙区選出選挙と比例代表選出選挙との併用である。

衆院選においては、比例代表選出議員の定数（176人）（公職選挙法4条1項）は、衆院議員の定数（465人）（同法同条同項）の1/3を超えている。

よって、衆院選（小選挙区）で、全289小選挙区において、違憲無効となった場合でも、比例代表選出衆院議員（176人）が定足数（155人）（憲法56条1項）を満たすので、衆院は、100%有効に国会活動を継続し得る。

本件裁判では、選挙人らが、全289小選挙区で提訴しているので、最高裁が違憲無効判決を言渡す場合は、**全289選挙区**の各選挙が**違憲無効**となる。

したがって、本件裁判では、提訴された選挙区が千葉1区のみであった昭和51年大法廷判決（衆）の場合のような、千葉1区のみが無効となり、未提訴の他の選挙区の選挙が有効であるという、いわゆる**凸凹現象**という不都合は生じない。

「本件選挙」（衆）が違憲無効とされても、**比例代表選出衆院議員が存在**するため、「**憲法の所期**するところに必ずしも適合しない結果を生じる」  
（強調 引用者）（昭和51年大法廷判決（衆）・民集30巻3号251（69）頁参照）（甲1）という事情が存在しない（即ち、**社会的混乱が生じない**）。

【選挙無効判決により、国会議員の身分が失われても、「憲法の所期」しない事態は生じない】

- 2 憲法54条に基づき、衆議院は、解散される。**衆議院議員**が任期途中で解散により**身分喪失**することは、「憲法の所期」するところであり、**解散は、社会的混**

**乱に該当しない。**

【選挙無効判決により、内閣総理大臣が身分を喪失しても、「憲法の所期」しない混乱は生じない】

- ③ 「違憲無効」判決の言渡しにより、選挙が無効とされ、内閣総理大臣が地位を失うと、社会的混乱や不都合が生じるか否かの問題を以下検討する。

憲法 70 条は、そもそも、何らかの事由により、内閣総理大臣が地位を失う場合があり得ることを予定する規定である。従って、「違憲無効」判決による内閣総理大臣の地位の喪失は、**憲法 70 条が予定する範囲の中のことであって、社会的混乱や不都合は生じない。**

国会議員たる内閣総理大臣が「違憲無効」判決によって国会議員の地位を喪失した時は、憲法 70 条にしたがって、内閣は総辞職をしなければならない。この場合、憲法 71 条にしたがって、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで、引き続きその職務を行う。

以上のとおり、選挙が「違憲無効」判決によって無効とされても、それは憲法が予定する範囲内でのことである。「違憲無効」判決の言渡し時に、内閣総理大臣がその地位を喪失しても、内閣が総辞職し（憲法 70 条）、内閣が、新たに内閣総理大臣が任命されるまで、引き続きその職務を行う（憲法 71 条）ので、「憲法の所期」しない、**社会的混乱や不都合は生じない。**

【将来効】

- ④ 昭和 51 年大法廷判決（衆）民集 30 卷 3 号 251 頁（甲 1）は、

「次に問題となるのは、現行法上選挙を**将来に向かって形成的に無効**とする訴訟として認められている公選法二〇四条の選挙の効力に関する訴訟において、判決によって当該選挙を無効とする（同法二〇五条一項）ことの可否である。この訴訟による場合には、選挙無効の判決があつても、これによつては当該特定の選挙が将来に向かって失効するだけで、他の選挙の効力には影響がないから、前記のように選挙を当然に無効とする場合のような不都合な結果は、必ずしも生じない。」（強調 引用者）

と判示し、【公選法 204 条に基づく選挙無効請求訴訟の選挙無効判決の効力は、遡求せず、将来に向けて選挙を無効にするものであること】を明言している。

したがって、この点でも、社会的不都合や社会的混乱は生じない。

#### 【正統性の欠如】

5 令和 5 年大法院判決（衆）（甲 28）は、

（較差の是正未達成の選挙で当選した、国会の活動の正統性を有しない国会議員を含む）国会が、立法を行い、かつ行政権を司る内閣総理大臣を指名するという）「憲法の所期」しない国家権力の行使を容認するものである。

#### 【比較衡量】

6 上記 1～5（本書 50～52 頁）記載の諸事情に照らして、

昭和 51 年大法院判決（衆）及び昭和 60 年大法院判決（衆）の事情判決の法理（判例）（即ち、各利益の比較較量により選挙の無効・有効を決める法理）に従い、「本件選挙」は、各利益の比較衡量により、憲法 98 条 1 項（「この憲法（略）の条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為は、その効力を有しない。」）に基づき、「その効力を有しない」（強調引用者）と解される。

（以下 余白）

## 第6章 1964年米連邦最高裁判決(レイノルズ判決) : (本書53~54頁)

1 当時アラバマ State (州) で、State 議会上院選挙で 41 対 1、同下院選挙で 16 対 1 の投票価値の最大較差があった。

同事案は、アラバマ State の下院議員選 (小選挙区) において、全 106 小選挙区のうち、最小人口の小選挙区と最大人口の小選挙区間の人口較差が 98,036 人 (=6,731 人-104,767 人) 又は 15.6 倍 ( $\div 104,767 \text{ 人} \div 6,731 \text{ 人}$ ) であった。

1964 年、米連邦最高裁判所レイノルズ判決 (Reynolds v. Sims, 377 U.S. 533) は、

「the Equal Protection Clause requires that the seats in both houses of a bicameral state legislature must be apportioned on a population basis」

(訳 (連邦憲法修正 14 条の) 平等保護条項は、【上院下院制議会の両院の議員の議席が、人口基準に基づいて割り当てられること】を要求する)

と判決した (甲 63)。

この 1964 年の米連邦最高裁判所レイノルズ判決一本で、全 State において、各 State の内で、米連邦下院議員選挙および State の両議会議員選挙は、人口比例選挙になった。

2 他方で、日本では、1964 年に、最高裁は、越山康弁護士 (当時、司法修習生) 提訴の人口比例選挙請求訴訟で、その請求を斥けた。

爾後今日迄の 60 年間に、衆参両院の人口比例選挙請求訴訟について、大法廷判決、小法廷判決併せて、合計 34 個の最高裁判決 (但し、衆院選で、15 個及び参院選で 19 個) が言渡された (但し、衆院選・15 個の判決のうち、大法廷

判決は10個、参院選・19個の判決のうち、大法廷判決は12個)。

米連邦では、**1964年に、米連邦最高裁判決(レイノルズ判決)1本で**、米全(States) (州)で人口比例選挙が実現したことと異なって、日本では、1964年の人口比例選挙請求訴訟についての最初の最高裁判決言渡し以降60年後の今日に至るまで、人口比例選挙請求訴訟は、未だ未解決のままである。

このように、日本では、人口比例選挙請求訴訟においては、「**ゴールのないマラソン**」(橋本基弘中央大学教授 上記**第2章第5**(本書39~40頁)参照)を走っている状態が、最初に最高裁判決が言渡された1964年以降今日迄、延々と60年間、続いている。

この60年間、(投票価値の不均衡の是正未達成の選挙で当選した、「**国会の活動の正統性**」(平成26年大法廷判決(甲5)の5判事(①金築誠志;②櫻井龍子;③岡部喜代子;④山浦善樹;⑤山崎敏充の各判事)の補足意見)を有しない、**国会議員を含む**)国会が、内閣総理大臣を指名し、立法を行い続けている。

日本の状況は、上記のとおり憲法の秩序が、崩壊している。

憲法は、【憲法81条の違憲立法審査権を有する最高裁が、当該現状を座視すること】を予定していない。

以上